



防犯こうち

NO 9

発行編集

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

カラオケ店の経営者(管理者)のみなさん

風営適正化法の該当性を確認

【酒類提供飲食店営業(風営法第2条第13項4号)の届出】

- アルコールを提供する飲食店が午前0時以降に営業する場合は、深夜酒類飲食店営業に該当する可能性がある。
- 深夜酒類飲食店営業に該当する場合は、風営適正化法の適用を受けるため公安委員会への届出が必要となります。
- ただし「**通常主食と認められる食事を提供するもの**」は届出不要
通常主食と認められる食事とは？

「米飯類」「パン類(菓子パン類を除く)」「めん類」「ピザパイ」
「お好み焼き」等社会通念上主食と認められる食事

※営業時間中、客に常に主食を提供していることが必要

客が飲食している時間のうち大部分の時間は主食の提供が要件

大半の時間は酒を飲ませ、最後に茶漬等を提供する場合は該当しない

法令遵守等に関する事項

① 風営適正化法の届出に該当する場合の規制

◎構造設備 ◎照度 ◎騒音 ◎客引き ◎年少者の保護

② 風営適正化法の届出に該当しない場合の規制

◎午前6時以前又は午後10時以降に営業する場合

風営適正化法の「接客従業員に対する拘束的行為の規制」(法第18条の2)

◎その他遵守事項

「未成年者の深夜の立入り規制」

「未成年者へのアルコール等の提供の規制」など

経営者・管理者の皆さんは、基本的な法知識を習得して、適正な営業をお願いします。!